

平成 20 年度市民参加手続の実施予定（追加）に関する委員意見のとりまとめ

第 3 回市民参加推進評価委員会（回議）において提出された委員意見及び事務局意見は次のとおりです。

行政活動の名称	委員意見	事務局意見
資料No.2-1 「(仮称)市民活動センターのあり方の策定」	① シート中、市民参加手続の手法の第 1 号（意見提出手続）の参加が期待できる市民等の欄に、人数を入れることは適当か。一般市民が意見を提出できる制度で意見数を想定することには疑問を覚える。 2-2、2-3 も同様	実施状況を評価するにあたり、目標値を設定することによって、目標を達成するための取り組みができていたかを判断するために設定しました。 また、シートの様式については、第 2 回評価委員会において、一応の了承をいただいていますので、今回はこのままとさせていただきます、次回評価委員会において改めて様式について審議いただきたいと思えます。
	(再) 意見提出手続の人数の想定は入れるべきではなく、それでも入れたものを出すということであれば、委員会のコメントにその是非を今後検討するよう付記していただきたい。	評価委員会のコメントとして、総評の中で指摘していただくようにしたい。
	② 市民参加手続の方法第 1 号及び第 4 号共に、参加が期待される市民等人数は、30 人以上が望ましい。 （市民参加条例第 13 条 1 項に照らして、30 名以上の者の意見を聞く様、担当部署は努力に務めることが必要と思う。そのことにより 30 人以上の「市民の意見を聞いた」と、公に言えるのではないか） 2-2、2-3 も同様	目標人数については、行政活動の内容によって、変わってくるものであり、一概に 30 人とは設定できないものと考えています。
	③ (仮称)市民活動センターの設置にかかる事業費が 5 億円以上となる場合には、センターの計画策定の際にも市民参加手続が必要となると思われるが、これとの関係は整理されているのか。	既存の文化センターの一室をほぼそのまま活用するもので（事業費は数十万円）、条例第 6 条第 1 項第 4 号の施設には該当しないと考えています。 （したがって、このための改修計画はありません）
	④ (仮称)市民活動センターの利用者が多く、部屋の不足が生じた際は、小学校の空き部屋の活用もセンターの施設として考慮すること。	実施すべき市民参加手続の方法と時期が適切であるかを評価していただきたいと考えています。 具体的な内容は、市民会議手続を実施する中で検討されることとなります。

	<p>⑤ 実施時期をもう少し細部まで記入した方が良い。</p>	<p>今回の実施予定は、平成 20 年度分であり、市民会議手続については、20 年度に始めるので、月まで記載しました。 他の手続の実施時期については、21 年度実施予定の公表の際に明記します。</p>
<p>資料No.2-2 地域住宅計画（四街道市地域）の変更</p>	<p>⑥ 市民会議とその他の方法との兼ね合いをどう考えるのか。各々の参加者にとって適切な意見の反映ができるよう調整が必要と考える。</p>	<p>市民会議において「あり方」の検討を行い、市に「あり方の提言」を行う予定。 市は「あり方の提言」をもとに意見交換会、パブリックコメントを実施し、あり方をまとめる予定です。</p>
<p>資料No.2-3 旭小学校改築工事基本設計の策定</p>	<p>⑦ 「地域住宅計画」の位置づけが不明のため、コメントできない。条例 6 条 1 項 1 号に該当しないのか。</p>	<p>「地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法」第 6 条に定める地域住宅計画をさすもので、この計画に基づき、交付金が交付されます。具体的な公的賃貸住宅等の建設の計画ですが、今回の改正は木造住宅耐震改修の補助となっており、条例第 6 条第 1 項には該当しないものと考えています。</p>
	<p>⑧ 計画変更の規模（交付金の額）にもよるが、他の手続きの併用が望ましい。</p>	<p>市民参加条例第 6 条第 4 項の規定による任意の実施であり、事業の性質も勘案し、複数の手続を実施しないことを認めています。</p>
	<p>⑨ 軽易な変更であれば他の参加は必要ないと考えるが、市民にとって大きな変更である場合、パブリックコメント以外も検討すべきではないか。</p>	
	<p>⑩ 現在の旭小学校の職員の意見を十分に採用することを第 1 条件とする。</p>	<p>実施予定の市民参加手続の方法と時期が適切であるかを評価していただきたいと考えています。 具体的な内容は、市民会議手続を実施する中で検討されることとなります。</p>
	<p>⑪ 市民参加手続の実施予定追加が遅れた理由がよく分からないが、地区ワークショップのスタート時期が遅く、ワークショップの周知や複数回の実施及び意見提出手続の実施時期にやや無理がある。</p>	<p>事前に P T A などと調整していたため、ワークショップ等の時期が明確にできなかったこと及び事務局としても制度の周知不足がありました。 実施時期等については、推進本部のコメントでも指摘していますので、推進本部のコメントに留意する旨のコメントを評価委員会として発することとしてはいかがでしょうか。</p>
	<p>⑫ ワークショップの期間が短期間であり、十分な意見集約ができるのか慎重を期されたい。</p>	<p>その他手続でもあり、また、ワークショップに期間の定めはありませんが、十分な意見集約に努めるよう、コメントに追加してはいかがでしょうか。</p>

資料No.2-6 都市計画の変更	⑬ 「都市計画変更」は、土地利用制限であり基本計画といえるのか。この都市計画変更は千葉県の権限で市の都市計画ではないのではないのか＝市の行政活動といえるのか。都市計画の市民参加条例での位置づけの点について確認したい。	都市計画決定には、県決定と市決定があり、市決定の部分については、市の行政活動といえるのではないかとおもわれますが、ご指摘の通り、そもそも適正な制限のもとに土地の合理的な利用を図ろうとする都市計画が基本計画に該当するののかについては、事務局としても疑義がありました。 市民参加条例を適用しても条例第 6 条第 2 項で適用が除外されると判断し、念のためシートを作成しました。
	(再) 県の都市計画は、今回の対象から除外すべき。	今回は、県決定の内容でもあることから取り下げます。
	⑭ 都市計画法 17 条の 2 の条例による手続の付加と市民参加条例の手続きとの関係について、市の考え方を確認したい。	都市計画法第 17 条の 2 では、市民参加手続を付加することを妨げるものではないと解釈できると思われませんが、事務局としては、都市計画法第 16 条（公聴会）、同第 17 条（縦覧）及び第 19 条第 1 項（審議会）の手続きを経ることから、付加の必要はないと考えています。
	⑮ 法定の手続きをとっていても市民の関心が高い場合も考えられるのではないのか。その場合は、法定の手続きとの兼ね合いも考えながら別途参加の方法を導入する可能性を検討されたい。	
資料No.2-7 介護保険条例の一部改正	⑯ 市民参加手続をしない根拠には、条例 6 条 2 項 5 号も該当するのではないのか。 （本来会議で確認し、シートの修正を検討すべき事項）	判断の基準として「条例の解釈と運用」では、地方自治法第 74 条第 1 項により直接請求ができない市税等については、市民参加条例第 6 条第 2 項第 5 号は適用しないこととしています。 国民健康保険料については、直接請求できるとの行政実例があり、介護保険料についても、これに準じて直接請求の制限はなく、第 5 号の適用はないものと考えています。
	(再) 事務局の考え方には疑問がある。行政実例に無批判に従っていることもさりながら、趣旨を考えた時に、直接請求ができるかどうかではなく、金銭徴収事項について意見を受けることが総じて自治体の財政運営に支障を生じるからではないのか。 なぜ、6 条 2 項 4 号の規定を自治法 74 条 1 項の書き方と合わせずに「その他金銭の徴収に関するもの」としたのか、理解に苦しむ。ご主張であれば、即刻条例改正すべき。 また、事務局の考えであれば、緊	評価委員会のコメントとして、総評の中で指摘していただくようにしたい。

	<p>急でなければ市民参加手続を実施することになるが、それでいいのか。いいのであれば、そもそも金銭徴収事項を市民参加手続から外す必要はない。</p> <p>条例の根幹にかかわる重要な問題である。</p> <p>今回については、委員会のコメントは事務局案でやむを得ないが、今後、取り扱いを整理すること。</p>	
--	--	--

※ (再)は直前の委員意見に事務局の意見を示した後、改めて意見があったものを示しています。